

県税のあらまし

個人の県民税

■納める人

毎年1月1日現在

1 県内に住所がある個人……均等割と所得割

2 県内に事務所・事業所又は家屋敷があり、その所在する市町内に住所がない個人……均等割のみ

(注) 課税や納税の事務は、個人の市町村民税と一緒に市町で行っています。

■納める額

- 均等割……年1,700円(超過課税700円(森林環境税)を含む。)
- 所得割……課税所得金額の4%

所得割の税額の計算方法

$$\text{前年の収入金額} - \text{必要経費(専従者控除を含む。)} \text{又は給与所得控除額} = \text{所得金額}$$

$$\text{所得金額} - \text{所得控除} = \text{課税所得金額}$$

$$\left(\text{課税所得金額} \times 4\% \right) - \left(\text{税額控除額} + \text{調整控除額} \right) = \text{税額}$$

- (注) 1 退職所得については、その他の所得と区分して退職所得に係る税額表により算出した税額によります。
2 土地などの譲渡による譲渡所得などについては、他の所得と区分して税額が計算されます。
3 調整控除とは、税源移譲に伴う所得税と個人住民税の人的控除額の差額に起因して発生する負担増を調整するために設けられた税額控除の制度です。

■各種控除

1 給与所得控除

給与収入の金額	控除額
162万5千円以下	55万円
162万5千円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

2 事業専従者控除

事業主と生計を一にする15歳以上の親族で専らその事業に従事する人がいる場合は、次の金額が必要経費とされます。

青色申告 青色事業専従者に支払われた適正な給与額

白色申告 事業専従者1人について次のいずれか低い方の金額

- 50万円(ただし、配偶者である事業専従者については86万円)
- 事業専従者控除前の所得金額 ÷ (事業専従者数＋1)

3 所得控除

項目	控除額																																							
1 雑損控除	次のいずれか多い金額 ①(損失額-保険等により補てんされた額) - (所得金額 $\times \frac{1}{10}$) ②損失額のうち災害関連支出額 - 5万円																																							
2 医療費控除	(医療費-保険等により補てんされた額)-(10万円又は所得金額 $\times \frac{5}{100}$ のいずれか低い額) ※控除限度額200万円 (注) 医療費控除の特例を受けるときは通常の控除を受けられません。																																							
3 社会保険料控除	支払った金額																																							
4 小規模企業共済等掛金控除	支払った金額																																							
5 生命保険料控除 ・ 介護医療保険料控除 ・ 個人年金保険料控除	①平成24年1月1日以後の加入 支払った生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料のそれぞれが <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年中に支払った保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超～32,000円以下</td> <td>支払保険料 $\times \frac{1}{2} + 6,000$円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超～56,000円以下</td> <td>支払保険料 $\times \frac{1}{4} + 14,000$円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※控除の合計限度額は70,000円 ②平成23年12月31日以前の加入 支払った生命保険料、個人年金保険料のそれぞれが <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年中に支払った保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超～40,000円以下</td> <td>支払保険料 $\times \frac{1}{2} + 7,500$円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超～70,000円以下</td> <td>支払保険料 $\times \frac{1}{4} + 17,500$円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※控除の合計限度額は70,000円 (注) ①と②の両方で申告する場合も、全体で70,000円が限度額とされます。	前年中に支払った保険料	控除額	12,000円以下	全額	12,000円超～32,000円以下	支払保険料 $\times \frac{1}{2} + 6,000$ 円	32,000円超～56,000円以下	支払保険料 $\times \frac{1}{4} + 14,000$ 円	56,000円超	28,000円	前年中に支払った保険料	控除額	15,000円以下	全額	15,000円超～40,000円以下	支払保険料 $\times \frac{1}{2} + 7,500$ 円	40,000円超～70,000円以下	支払保険料 $\times \frac{1}{4} + 17,500$ 円	70,000円超	35,000円																			
前年中に支払った保険料	控除額																																							
12,000円以下	全額																																							
12,000円超～32,000円以下	支払保険料 $\times \frac{1}{2} + 6,000$ 円																																							
32,000円超～56,000円以下	支払保険料 $\times \frac{1}{4} + 14,000$ 円																																							
56,000円超	28,000円																																							
前年中に支払った保険料	控除額																																							
15,000円以下	全額																																							
15,000円超～40,000円以下	支払保険料 $\times \frac{1}{2} + 7,500$ 円																																							
40,000円超～70,000円以下	支払保険料 $\times \frac{1}{4} + 17,500$ 円																																							
70,000円超	35,000円																																							
6 地震保険料控除	①地震保険料のみの場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年中に支払った保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>支払保険料 $\times \frac{1}{2}$</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>25,000円</td> </tr> </tbody> </table> ②旧長期損害保険料(保険期間10年以上)のみの場合 (平成18年12月31日までに締結した契約) <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年中に支払った保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超～15,000円以下</td> <td>支払保険料 $\times \frac{1}{2} + 2,500$円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> ③ ①と②を支払った場合 それぞれ上記①、②により計算した金額(限度額25,000円)	前年中に支払った保険料	控除額	50,000円以下	支払保険料 $\times \frac{1}{2}$	50,000円超	25,000円	前年中に支払った保険料	控除額	5,000円以下	全額	5,000円超～15,000円以下	支払保険料 $\times \frac{1}{2} + 2,500$ 円	15,000円超	10,000円																									
前年中に支払った保険料	控除額																																							
50,000円以下	支払保険料 $\times \frac{1}{2}$																																							
50,000円超	25,000円																																							
前年中に支払った保険料	控除額																																							
5,000円以下	全額																																							
5,000円超～15,000円以下	支払保険料 $\times \frac{1}{2} + 2,500$ 円																																							
15,000円超	10,000円																																							
7 障害者控除	26万円(特別障害者は30万円、同居特別障害者は53万円)																																							
8 ひとり親控除	30万円																																							
9 寡婦(寡夫)控除	26万円																																							
10 勤労学生控除	26万円																																							
11 配偶者控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">控除を受ける納税者本人の合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>一般の控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超～950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超～1,000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>	控除を受ける納税者本人の合計所得金額	控除額		一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	33万円	38万円	900万円超～950万円以下	22万円	26万円	950万円超～1,000万円以下	11万円	13万円																									
控除を受ける納税者本人の合計所得金額	控除額																																							
	一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																																						
900万円以下	33万円	38万円																																						
900万円超～950万円以下	22万円	26万円																																						
950万円超～1,000万円以下	11万円	13万円																																						
12 配偶者特別控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">控除を受ける納税者本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超～950万円以下</th> <th>950万円超～1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円超～100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超～105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超～110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超～115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超～120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超～125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超～130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超～133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	控除を受ける納税者本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下	48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円
配偶者の合計所得金額	控除を受ける納税者本人の合計所得金額																																							
	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下																																					
48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円																																					
100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円																																					
105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円																																					
110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円																																					
115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円																																					
120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円																																					
125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円																																					
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円																																					
13 扶養控除	扶養親族が 16歳～18歳の場合 …… 扶養親族1人につき33万円 19歳～22歳の場合 …… 扶養親族1人につき45万円 23歳～69歳の場合 …… 扶養親族1人につき33万円 70歳以上の場合 …… 扶養親族1人につき38万円(同居の直系尊属の場合は45万円)																																							
14 基礎控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超～2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超～2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超～2,450万円以下	29万円	2,450万円超～2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし																													
合計所得	控除額																																							
2,400万円以下	43万円																																							
2,400万円超～2,450万円以下	29万円																																							
2,450万円超～2,500万円以下	15万円																																							
2,500万円超	適用なし																																							

4 税金控除

配当控除、外国税額控除、寄附金控除及び税源移譲による調整控除等があります。

■寄附金控除について

以下の団体等に対して行った寄附金については、個人住民税から控除が受けられます。

- ①都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- ②愛媛県共同募金会・日本赤十字社愛媛県支部に対する寄附金
- ③愛媛県・市町が条例で指定する寄附金

計算方法については以下のとおりです。

- ①基本控除額：(寄附金(※1)-2,000円)×10%(※2)
- ②特例控除額(※3)：(寄附金-2,000円)×(90%-※所得税の税率×1.021)
※1：総所得金額等の30%を限度
※2：③「愛媛県・市町が条例で指定する寄附金」の場合は、次の率により算出
・愛媛県が指定した寄附金は4% } 愛媛県と市町がともに指定した寄附金の場合は10%
・市町が指定した寄附金は6% }
※3：ふるさと納税については基本控除額に特例控除額が加算されます。ただし、特例控除額については個人住民税所得割額の2割を限度とします。

■住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

平成21年度から令和7年12月末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税において控除しきれなかった額がある方は、翌年度の個人住民税額から控除されます。

個人住民税の 住宅ローン控除額(A)	=	所得税における 住宅ローン控除可能額	-	住宅ローン控除適用前の 前年の所得税額
-----------------------	---	-----------------------	---	------------------------

(注) (A)は97,500円を限度とします。

ただし、居住年が平成26年から令和3年12月31日までであって、取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税額等(消費税額及び地方消費税額の合計額)が、8%または10%の税率により課されるべき消費税額等である場合、136,500円を限度とします。

■申告と納税

1 申告

- (1) 申告期限は3月15日です。
- (2) 所得税の確定申告書を提出した場合には、個人の県民税の申告書を提出する必要はありません。
この場合には、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記載してください。
- (3) 給与所得のみの方は申告書を提出する必要はありませんが、雑損控除、医療費控除などを受けようとする場合は、期限までに申告書を住所所在地の市町に提出してください。

2 納税

- (1) 給与所得者については、通常6月から翌年の5月までの12回に分けて毎月の給料から差し引かれて、納めることになっています。
- (2) 65歳以上の年金所得者である納税義務者については、通常4月から翌年2月までの6回に分けて支払われる年金から差し引かれて、納めることになっています。
また、65歳未満の年金所得者で給与所得を有する場合は、給与から差し引いて納めることができます。
- (3) 給与や年金からの差し引きにより納税している所得者以外については、通常6月・8月・10月・翌年1月の4回に分けて、市町から送付される納税通知書によって納めることになっています。